

発行:鹿児島地区合併協議会 編集:合併協議会事務局  
〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 鹿児島市役所本館3階 TEL.099-216-1119 FAX.099-219-6616  
E-mail:gappei07@city.kagoshima.lg.jp URL:http://www.kagoshima-gappei.jp/

## 平成16年7月16日、総務大臣による「市町の廃置分合」に係る告示が官報に掲載されました。

【関係部分抜粋】  
**○総務省告示第五百九十一号**  
**市町の廃置分合**  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入町、日置郡松元町及び同郡郡山町を廃し、それらの区域を鹿児島市に編入する旨、鹿児島県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。  
 右の処分は、平成十六年十一月一日からその効力を生ずるものとする。  
 平成十六年七月十六日  
 総務大臣 麻生 太郎



官報...国(国立印刷局)が発行する日刊機関紙で、法令・条約・予算・告示など政府が一般国民に知らせる必要のある事項を編集したものです。(インターネットでも手軽に検索することができます。)

国・県における合併手続きはすべて終了！  
平成16年11月1日の新生鹿児島市発足に向けた鹿児島地区1市5町の廃置分合の手続きについては、県への廃置分合申請書(併申請)後、県においては6月2日に県議会へ廃置分合議案の提案を行い、6月18日の県議会の議決を受けて、県知事の処分決定がなされ、去る6月28日に県知事から廃置分合決定書が交付されました。

～国・県における合併手続きはすべて終了～  
平成16年11月1日の新生鹿児島市発足に向けた鹿児島地区1市5町の廃置分合の手続きについては、県への廃置分合申請書(併申請)後、県においては6月2日に県議会へ廃置分合議案の提案を行い、6月18日の県議会の議決を受けて、県知事の処分決定がなされ、去る6月28日に県知事から廃置分合決定書が交付されました。

これを受けて、赤崎鹿児島市長が「鹿児島市の発展の歴史と道筋の上に、5町が有する歴史・文化や自然資産などの地域特性を生かしながら、一体となつたまちづくりを進めます」とあいさつしました。

### 合併告示までの主な経緯

- 15.1.24 鹿児島地区合併協議会を設置
- 15.1.31 第1回合併協議会を開催
- 15.2月～10月 第2回～第9回合併協議会を開催
- 15.7月～8月 1市5町において、住民意見交換会等を実施
- 15.11月 1市5町において、住民意見交換会等を実施
- 15.12.8 喜入町において、「鹿児島地区との合併に関するアンケート調査」の結果、鹿児島地区との合併に反対が過半数を占める。
- 15.12.14 桜島町において、「桜島町の合併についての意思を問う住民投票」が実施され、合併に賛成が過半数を占める。
- 15.12月～16.2月 第10回～第14回合併協議会を開催
- 16.2.15 喜入町において、「喜入町の合併についての意思を問う住民投票」が実施され、鹿児島地区との合併に賛成が過半数を占める。
- 16.3.3 第15回合併協議会及び合併協定調印式を開催
- 16.3.22～29 各議会での合併関係議案の議決
- 16.4.8 県知事へ廃置分合申請書を提出
- 16.5.26 第16回合併協議会を開催
- 16.6.2 県議会への廃置分合議案の提案
- 16.6.18 県議会での廃置分合議案の議決
- 16.6.28 県知事の決定(廃置分合決定書の交付)
- 16.6.29 県から国へ届出
- 16.7.16 総務大臣の告示(官報告示)



(大切なものは保存しておきましょう)